

# 第 1 編 総 則



# 第1節 計画の目的等

## 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「南海トラフ特別措置法」という。）第 5 条の規定に基づき、河南町の地域に係る防災（災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、町、府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産並びに町域を災害から保護することを目的とする。

### 位置図



## 第2 計画の構成

この計画の構成は、目的、防災関係機関の業務の大綱等基本的事項及び各編共通の事項を定める総則、被害を予防するため災害発生前に行うべき諸対策について定める災害予防対策、災害発生直後、被害の拡大を防止するために行うべき諸対策について定める災害応急対策、災害発生から一定期間経過後、被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策について定める災害復旧・復興対策の各編に分けることを基本的な構成とする。

各編においては、各種災害に比較的共通する事項を基本事項としてまとめ、町域で想定される各々の災害種別において個別の対策が必要な場合は、災害種別毎に必要な事項を定める。

## 第3 町域の概況

### 1 地理的条件

#### (1) 位置

町は、大阪府の東南部に位置し、大阪市の中心部からは約25km圏の距離にある。

#### (2) 面積

町域は、東西に約6.7km、南北に約7.5kmあり、面積は、25.26km<sup>2</sup>で大阪府域の面積1,901.42km<sup>2</sup>の1.3%である。

#### (3) 地勢

##### ① 地形

東に葛城山脈が連なり、その山頂を境として、奈良県御所市、葛城市と接し、北は太子町、西は富田林市、南は千早赤阪村と隣接している。そして、葛城連山を背景に東から西に向けてゆるやかな傾斜を有している。

町の東部は大半が山林で、田畑は西部に位置し、南から北へ帯状に延びて河内平野に連なっている。

##### ② 河川

葛城山系を水源とする水越川は、千早川と合流して町の西部を流れ、梅川は町の中央を貫き、いずれも北へ流れ石川を経て大和川に注いでいる。

一級河川：石川、梅川、千早川、水越川

準用河川：天満川、梅川

普通河川：島川、馬谷川、天満川、梅川、竹の谷川、平石川、笠石川

### 2 気象

気候は、瀬戸内式気候に属し、過去6年間の年平均気温は16.7℃前後と温暖ではあるが、内陸に位置していることから、やや内陸性の特徴をもっている。過去6年間（平成21年～平成26年）の年間降水量は、約1,317mmから約1,727mmまで大きな差があり、平均量として、1,568mmとなっている。（数値は、気象庁ホームページのデータを参考（観測地点：気温…堺地域気象観測所、降水量…河内長野地域気象観測所））

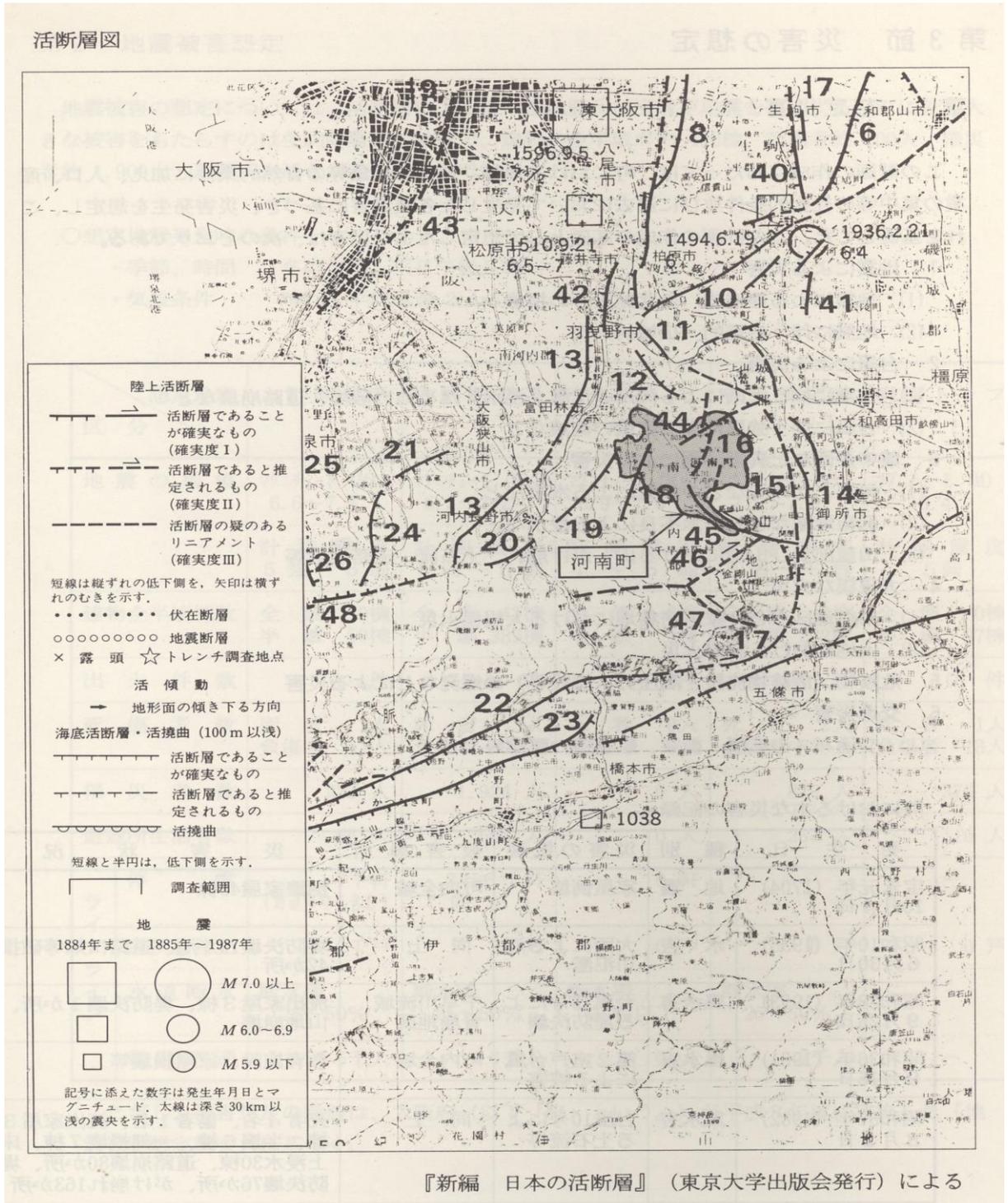
### 3 地質構造及び活断層

町域の基盤岩類は、白亜紀の領家変成帯に属し、山地部分の大半は花崗岩類からなる。花崗岩類は、ほとんど花崗閃緑岩であるが、片麻状のものや方状のものも含んでいる。

宇奈田川と千早川に挟まれた西部の丘陵には、砂・小礫や粘性土軽石火山灰等からなる古大阪層群が分布し、砂・小礫中心の大阪層群は北部丘陵地に見られる。

また、石川沿いの低平地や梅川、水越川などの流域には、砂がちの沖積層が見られるほか、花崗岩類と風化したマサ土により構成された中・低位段丘堆積層は、町域西部を南北に形成された河南台地に分布する。

本町の直下には、活断層であることが確実視されている活断層が走っている（活断層図参照）。



## 4 社会的条件

### (1) 人口・世帯

昭和 31 年の 4 村合併により町制を施行して以来、総人口は概ね 9,000 人前後で推移していたが、町北部の大規模な住宅団地の開発により、昭和 50 年には一気に増加し、12,000 人を超えるに至った。それ以後も、平成 5 年からの新たな住宅開発に伴う入居増により国勢調査による総人口と世帯数は、ゆるやかな増加傾向が続いており、昭和 50 年から平成 17 年までの 30 年間に、総人口は約 1.4 倍、世帯数は約 2.1 倍となったが、人口は平成 20 年から緩やかに減少に転じている。また、1 世帯当たりの人数は昭和 50 年の 4.04 人／世帯から 2.64 人／世帯へと減少しており、核家族化が進んでいる。

人口・世帯数の推移（国勢調査）

（単位：人、世帯、人／世帯）

	総人口			性 比	世帯数	1 世帯の 人 員
	総人口	男	女			
昭和 50 年	12,262	6,260	6,002	104.3	3,033	4.04
55 年	13,967	6,973	6,994	99.7	3,995	3.50
60 年	14,390	7,123	7,267	98.0	4,393	3.28
平成 2 年	14,588	7,201	7,387	97.5	4,713	3.10
平成 7 年	15,913	7,747	8,166	94.9	5,325	2.99
平成 12 年	17,341	8,446	8,895	95.0	6,090	2.85
平成 17 年	17,545	8,506	9,037	94.1	6,412	2.74
平成 22 年	17,040	8,292	8,748	94.8	6,426	2.65
平成 27 年	16,126	7,838	8,288	94.6	6,115	2.64

注) 1. 性比は、女性 100 人に対する男性の人数

### (2) 土地利用

森林が町面積の過半を占めており、これに農地と水面を加えると、約 4 分の 3 が緑地系の土地利用となっており、宅地系の土地利用は、約 1 割である。

（平成 28 年 3 月 31 日現在）

用 途 地 域	面 積	構成比
第一種低層住居専用地域	102ha	41.1%
第一種中高層住居専用地域	1.6	0.7
第二種中高層住居専用地域	34	13.7
第一種住居地域	97	39.1
第二種住居地域	12	4.9
近隣商業地域	1.2	0.5
計	248ha	100.0%

### (3) 都市構造

町内には、鉄道駅がなく、町外の複数駅に依存している。また、山地に平坦地が入り組んだ地形のため集落が分散しており、町の核・拠点の形成に向けて、まちづくりを進めている。

## 第4 想定災害の種類

この計画の作成にあたっては、町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害に基づき、災害発生を想定し、これを基礎とした。この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。また以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

- 1 地震災害
- 2 風水害
- 3 林野火災
- 4 危険物等災害
- 5 中高層建築物災害

町における主な災害の記録

発 生 日	種 別	災害の概要	被 害 場 所	災 害 状 況
宝永4年(1707) 10月4日	地 震	家屋倒壊	町内全域	倒壊家屋45棟
昭和10年(1935) 6月30日	水 害	大雨による河川 氾濫	同上	堤防決壊19か所、道路田畑 等破損42か所
昭和28年(1953) 9月25日	風水害	台風13号による 堤防決壊	千早川流域、 青崩地区	流出家屋3棟、堤防決壊1か 所、山地崩壊
昭和36年(1961) 9月16日	風水害	第2室戸台風に よる被害	町内全域	教育施設、家屋損壊等
昭和57年(1982) 8月2日	風水害	台風10号による 土石流等	同上	死者4名、負傷者1名、流出 家屋3棟、半壊6棟、一部損 壊7棟、床上浸水30棟、道 路崩壊80か所、堤防決壊76 か所、がけ崩れ163か所
平成29年(2017) 10月22日	風水害	台風21号による 土砂崩れ等	同上	一部損壊2棟、床下浸水6棟 道路崩壊17か所、がけ崩れ 129か所など 被害総数255件

# 1 地震被害想定

地震被害の想定については、活断層による直下型地震及び海溝型地震を想定する。

## (1) 直下型地震

想定地震 区分	上町断層帯 地震 (A)	上町断層帯 地震 (B)	生駒断層帯 地 震	有馬高槻断層帯 地 震	中央構造線断層帯 地 震	
	地震規模	マグニチュード (M) 7.5~7.8 計測震度 4~7	マグニチュード (M) 7.5~7.8 計測震度 4~7	マグニチュード (M) 7.3~7.7 計測震度 4~7	マグニチュード (M) 7.3~7.7 計測震度 3~7	マグニチュード (M) 7.7~8.1 計測震度 3~7
建物全半壊棟数	全壊 116 棟 半壊 214 棟	全壊 321 棟 半壊 399 棟	全壊 59 棟 半壊 121 棟	全壊 0 棟 半壊 0 棟	全壊 163 棟 半壊 260 棟	
出火件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	
死者数	死者 0 人 負傷者 55 人 重傷者 5 人	死者 3 人 負傷者 94 人 重傷者 6 人	死者 0 人 負傷者 29 人 重傷者 3 人	死者 0 人 負傷者 0 人 重傷者 0 人	死者 1 人 負傷者 59 人 重傷者 5 人	
罹災者数	716 人	1,562 人	378 人	0 人	873 人	
避難所生活者数	208 人	453 人	110 人	0 人	254 人	
震災廃棄物発生量	可燃物 4 千トン 不燃物 12 千トン	可燃物 8 千トン 不燃物 27 千トン	可燃物 2 千トン 不燃物 7 千トン	可燃物 0 千トン 不燃物 0 千トン	可燃物 5 千トン 不燃物 16 千トン	
ライフライン	停電	停電率 19.4% 〃 軒数 1,274 軒	停電率 58.1% 〃 軒数 3,821 軒	停電率 11.9% 〃 軒数 784 軒	停電率 0.0% 〃 軒数 0 軒	停電率 40.3% 〃 軒数 2,645 軒
	ガス供給停止	0 千戸				
	水道断水	断水率 20.9% 〃 人口 0.3 万人	断水率 25.3% 〃 人口 0.4 万人	断水率 21.4% 〃 人口 0.3 万人	断水率 0.0% 〃 人口 0 万人	断水率 43.3% 〃 人口 0.7 万人
	固定電話 被災回線	被災率 1.8% 382 回線	被災率 1.8% 382 回線	被災率 1.8% 382 回線	0 回線	被災率 1.8% 382 回線

ただし、上記被害想定の数値は、大阪府（以下「府」という。）が平成 18 年度に実施した府域に影響の大きい地震の高精度予測に基づいた「地震被害想定調査」によるもの。

（直下型地震）

- ・ 上町断層帯地震 (A) …大阪府北中部でゆれ大
- ・ 上町断層帯地震 (B) …大阪府南部でゆれ大
- ・ 生駒断層帯地震…大阪府東部でゆれ大
- ・ 有馬高槻断層帯地震…大阪府北部でゆれ大
- ・ 中央構造線断層帯地震…大阪府南部でゆれ大

(2) 海溝型地震

南海トラフ巨大地震は、東南海・南海地震など南海トラフ沿いで発生する様々な地震が広い震源域で連動して起こると予想されるマグニチュード9級の巨大地震で、現時点の最新の科学的知見に基づき、起こりうる最大クラスの地震・津波を推計し、平成25年10月30日の「大阪府第4回南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」で大阪府域の被害想定が示された。南海トラフ巨大地震による河南町の被害想定は、次のとおりとなっている。

① 南海トラフ巨大地震被害想定

(ライフライン)

項目		給水人口(人)	被災直後	1日後	4日後	7日後	1カ月後	約40日後
上水道	断水率		77.4%	41.9%	39.6%	37.1%	11.6%	0.8%
	断水人口	16,750	12,965	7,018	6,633	6,214	1,943	134

項目		処理人口(人)	被災直後	1日後	4日後	7日後	1カ月後
下水道	機能支障率		4.2%	4.2%	3.1%	2.1%	0.0%
	処理人口	13,064	549	549	405	274	0

項目		契約件数(件)	被災直後	4日後	4日後	7日後
電力	停電率		49.0%	4.0%	3.0%	0.0%
	停電人口	8,415	4,123	337	252	0

項目		契約件数(件)	被災直後	1日後
固定電話	不通契約		100.0%	0.0%
	契約者	4,000	4,000	0

項目		基地局数	被災直後	1日後	4日後	7日後
携帯電話	停波局率		100%	4.0%	3.0%	0%
	基地局数	57	57	2	2	0

(交通施設被害)

項目	道路総延長(km)	被害箇所数
道路	87	6

項目	5.5m以上13m未満	3m以上5.5m未満	3m未満	計
道路幅員別延長(Km)	40.6	41.7	3.2	85.5
閉塞率	0.9%	2.7%	5.6%	
道路閉塞延長(Km)	0.37	1.13	0.18	1.68

## (避難者数)

項 目		1 日後	1 週間後	1 カ月後	約 4 0 日後
避難者 (人数)	避難所	188	918	609	94
	避難所外	125	919	1,420	219
	計	313	1,837	2,029	313

## (帰宅困難者)

項 目	人数
帰宅困難者数	539

## (物資)

項 目	備蓄量	1～3日間	4～7日間	不足量(7日間)
飲料水(ℓ)	23,066	101,260	78,266	156,460

項 目	備蓄量	1～3日間	4～7日間	不足量(7日間)
食料(食)	712	3,378	26,447	29,113

項 目	備蓄量	必要量	不足量(7日間)
毛布(枚)	346	626	280

## (医療機能)

項 目	医療対応不足人数
医療機能	72

## (災害廃棄物等)

項 目	計	揺れ	液状化	津波	急傾斜	火災
災害廃棄物発生量 (万ト)	0.9	0.8	0.1	0.0	0.0	0.0

## (エレベータ内閉じ込め)

項 目	台数
エレベータ設置	48
エレベータ停止	13

## (建物被害)

(単位：棟)

項 目	建物棟数	揺れによる全壊	揺れによる半壊	液状化による全壊	液状化による半壊	急傾斜地崩壊による全壊	急傾斜地崩壊による半壊	計	
								全壊	半壊
木造	5,849	58	531	5	23	2	4	65	558
非木造	3,179	15	82	1	0	1	1	17	83
計	9,028	73	613	6	23	3	5	82	641

※地震火災による建物被害 0 棟

## (ブロック塀の転倒)

項目	建物棟数	転倒件数	転倒率
ブロック塀	797	138	17.4%
石塀	175	85	48.5%
コンクリート塀	179	30	16.5%
計	1,151	253	

## (自動販売機の転倒)

項目	台数	転倒台数
自動販売機	647	95

## (屋外落下物の発生)

項目	落下危険物を 有数建物棟数	屋外落下物が生 じる建物棟数	落下率
建物棟数	3,239	21	0.7%

## (建物倒壊による被害 (ケース夏 12 時))

		死者	負傷者	重傷者
揺れによる被害	木造	1	10	1
	非木造	1	50	4
	小計	2	60	5
屋内収容物移動・転倒・落下物による被害	収容物	0	5	1
	落下物	0	6	1
	ガラス	0	8	1
	小計	0	19	3
計		2	79	8

## (建物倒壊による被害 (ケース冬 18 時))

		死者	負傷者	重傷者
揺れによる被害	木造	2	27	1
	非木造	0	26	2
	計	2	53	3
屋内収容物移動・転倒・落下物による被害	収容物	0	5	1
	落下物	0	6	1
	ガラス	0	8	0
	小計	0	19	2
計		2	72	5

## 第5 南海トラフ地震防災対策推進地域

東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年7月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定され、同法第3条の規定に基づき、平成15年12月17日に1都2府18県652市町村が東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「東南海・南海地震推進地域」という。）として指定された。府では、本町をはじめ30市6町1村が東南海・南海地震推進地域に指定された。

その後、平成25年11月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に改正され、法第3条の規定に基づき、平成26年3月28日に1都2府27県705市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定された。府では、本町をはじめ33市8町1村が推進地域に指定された。

これにより、法第5条の規定に基づいて、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等について、地域防災計画に「南海トラフ地震防災対策推進計画」を定めるように努めなければならないこととされた。

なお、推進地域の指定基準は、次のとおりであるが、本町は震度に関する基準に該当する。

### (1) 震度に関する基準

震度6弱以上（関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の状況を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度6弱以上となる市町村を含む。）

### (2) 津波に関する基準

「大津波」（3m以上）が予想される地域のうちこの水位よりも高い海岸堤防がない地域

### (3) 過去の地震による被害

○過去に発生した南海トラフで、特殊な地形な地形条件等により大きな被害を受けた地域については、次の南海トラフ地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。

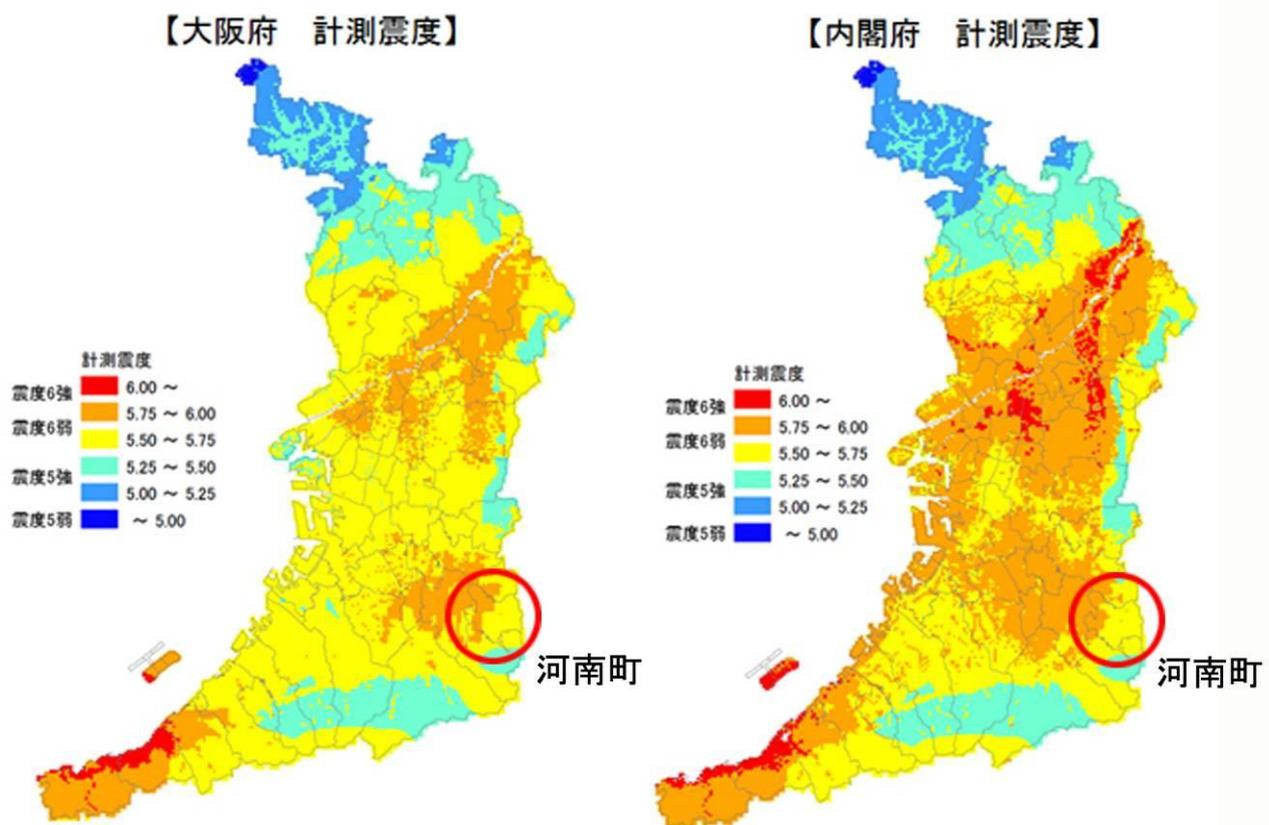
○「過去に発生した地震により大きな被害を受けた地域」という判断は、確かな古文書・調査記録などに記録された個々の市町村の被害記録を基に、当該地域の揺れを震度階級に換算したものが震度6弱以上となる市町村とする。

### (4) 防災体制の確保等の観点

「周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。」こととし、その具体的運用は以下の通りとする。

- ・広域防災体制の一体性（消防、水防、医療、ごみ処理、上水道など）
- ・周囲を指定候補市町村に囲まれている市町村

(参考) 南海トラフ計測震度分布図



## 第2節 防災に関する基本方針

防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。これまで本町は、阪神・淡路大震災等の災害を教訓として、町域における災害対策を進めてきた。今般、東日本大震災等の大規模災害の教訓や南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果、甚大な被害をもたらす恐れが明らかとなったことから、災害対策の一層の充実強化を進めていくこととする。

### 第1 防災の基本理念

「減災」・・・災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る。

### 第2 防災の基本方針

町及び防災関係機関は災害対策を進めていくため、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。それと同時に、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災機関と一体となって取組みを進めていかなければならないことから、下記の「テーマ」及び基本方針により、災害に備えるものとする。

テーマ・・・「みんなで守ろうみんなの安全」

- I 命を守る
- II 命をつなぐ
- III 必要不可欠な行政機能の維持
- IV 経済活動の機能維持
- V 迅速な復旧・復興

### 第3 災害対策

災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にPDCAサイクルを適用して、改善を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていくこととする。

#### 1 災害予防対策（周到かつ十分な対応）

地震・津波に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策を組み合わせた減災を目指す。すなわち、ソフトとハード対策の組み合わせによる多重防御の考え方を基本とする。

## 2 災害応急対策（迅速かつ円滑な対応）

災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず災害発生直前の気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動を行い、一旦被害が発生したときには、的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。とりわけ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対して、地域コミュニティと協力して、きめ細かな支援を実施する。

## 3 災害復旧・復興対策（適切かつ速やかな対応）

ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。

### 第3節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱

町の処理すべき事務を中心として町域に係る府、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事務又は業務を処理する。

#### 1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、消防機関、水防団その他の組織の整備、区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実並びに住民の自発的な防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に向けて、町の有する全ての機能を十分に発揮するように努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

#### (1) 総合政策部

- ① 町の防災・危機管理対策の総合調整に関すること
- ② 町防災会議に関すること
- ③ 町災害対策本部に関すること
- ④ 防災関係機関との連絡調整に関すること
- ⑤ 防災訓練に関すること
- ⑥ 消防団との連絡に関すること
- ⑦ 自主防災組織の育成指導に関すること
- ⑧ 防災知識の普及啓発に関すること
- ⑨ 防災行政無線の運用統制及び非常・緊急通信に関すること
- ⑩ 国、府、自衛隊、協定市町村等への応援要請に関すること
- ⑪ 気象情報等に関すること
- ⑫ 被害情報の収集・伝達に関すること
- ⑬ 災害広報・公聴に関すること
- ⑭ 災害及び災害対策活動の記録の総括に関すること
- ⑮ 災害救助法に関すること
- ⑯ 避難行動要支援者の避難計画に関すること
- ⑰ 避難勧告または指示等に関すること
- ⑱ 避難所の開設に関すること
- ⑲ 防災に関する物資、資機材などの備蓄、点検に関すること
- ⑳ 災害に係る被災証明書に関すること
- ㉑ 国、府に対する緊急要望に関すること

#### (2) 総務部

- ① 区長への協力要請、連絡調整に関すること
- ② 車両の確保、配車及び輸送機関との連絡調整に関すること
- ③ 住民からの相談、被害情報の収集に関すること
- ④ 町有財産の被害調査及び応急措置に関すること

- ⑤ 庁舎、避難所の防災拠点施設等の被害調査、安全確認及び応急復旧等に関する事
  - ⑥ 災害対策予算、その他財務に関する事
  - ⑦ 職員動員の総括に関する事
- (3) まち創造部
- ① 山地災害危険地の把握に関する事
  - ② 都市公園等の防災空間の整備に関する事
  - ③ 公園、道路の防災機能強化に関する事
  - ④ 土木構造物の耐震対策の推進に関する事
  - ⑤ 道路、河川、橋梁、公園施設等の被害調査、安全確認及び応急復旧に関する事
  - ⑥ 富田林土木事務所、南河内農と緑の総合事務所、富田林警察署との連絡調整に関する事
  - ⑦ 重機、資機材、要員等の手配に関する事
  - ⑧ 公共土木施設等の二次災害の防止に関する事
  - ⑨ 宅地造成に伴う開発地域の災害予防対策及び災害復旧についての行政指導に関する事
  - ⑩ 建築物の安全に関する指導に関する事
  - ⑪ 開発行為に伴う災害現場の応急措置及び災害復旧に係る指導に関する事
  - ⑫ 被災建築物・宅地等の応急危険度調査に関する事
  - ⑬ 農作物及び農林、商工施設等の被害状況の調査に関する事
  - ⑭ 農作物及び家畜の防疫に関する事
  - ⑮ 被災企業等に対する融資等の対策に関する事
  - ⑯ 応急仮設住宅の建設に関する事
- (4) 住民部
- ① 災害時における防疫、清掃（ごみ・し尿）その他の保健衛生などの応急措置に関する事
  - ② 愛玩動物の収容に関する事
  - ③ 遺体の搬送及び対策に関する事
  - ④ 災害による家屋・土地・設備等の被害調査及び確認に関する事
- (5) 健康福祉部
- ① 避難所の運営に関する事
  - ② 高齢者及び障がい者の救援状況の調査及び処理に関する事
  - ③ 福祉施設の被害調査に関する事
  - ④ 避難行動要支援者の避難支援に関する事
  - ⑤ 避難行動要支援者に対する福祉サービスに関する事
  - ⑥ 義援金、義援物資、見舞金の受付、配分と支給に関する事
  - ⑦ 災害弔慰金の支給等に関する事
  - ⑧ 被災者生活再建支援法に関する事
  - ⑨ 福祉施設利用者の安全確保に関する事及び所管福祉施設入所者の避難に関する事
  - ⑩ ボランティア・NPOの受入れに関する事
  - ⑪ 救護所に関する事
  - ⑫ 被災者の医療、助産及び救護に関する事
  - ⑬ 富田林医師会等医療機関及び富田林保健所との連絡に関する事
  - ⑭ 医療救護班の編成派遣に関する事

- ⑮ 災害救援物資の調達及び配分に関する事
- ⑯ 炊き出しの実施に関する事
- ⑰ 感染症対策に関する事
- ⑱ 日本赤十字社等への応援要請に関する事

(6) まち創造部（上下水道課）

- ① 水源施設及び送配水管の災害予防対策に関する事
- ② 応急給水に関する事
- ③ 応急資機材の点検及び整備に関する事
- ④ 要員の動員及び配置に関する事
- ⑤ 給水活動に関する事
- ⑥ 水源施設及び送配水管の被害調査及び報告に関する事
- ⑦ 断水地区の送水系統の調査等に関する事
- ⑧ 水源施設及び送配水管、給水装置の災害復旧作業に関する事
- ⑨ 下水道施設の災害予防対策に関する事
- ⑩ 下水道施設の被害調査及び報告に関する事
- ⑪ 下水道施設の災害復旧作業に関する事

(7) 教・育部

- ① 児童等（幼児、園児、児童、生徒）の安全確保に関する事
- ② 学校園における防災教育に関する事
- ③ 災害時の応急教育に関する事
- ④ 文化財の応急対策に関する事
- ⑤ 教職員への応援要請に関する事
- ⑥ 児童等とその家族の被災状況の調査に関する事
- ⑦ 被災児童及び生徒の就学援助に関する事
- ⑧ 学用品の供与に関する事
- ⑨ 保育、教育施設の災害予防対策、被害調査、安全確認及び復旧に関する事
- ⑩ 私立学校等の防災計画に関する事

(8) 出納室

- ① 災害経費の収支に関する事
- ② 義援金、見舞金の保管に関する事

(9) 議会事務局

- ① 町議会議員との連絡調整に関する事

2 府

(1) 富田林土木事務所

- ① 災害予防対策及び災害応急対策等に係る町及び関係機関との連絡調整に関する事
- ② 府の管理する土木施設、河川の防災対策及び復旧に関する事
- ③ 水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防管理者への伝達に関する事

(2) 南河内農と緑の総合事務所

- ① ため池に関する水防対策に関する事
- ② 農作物等の被害に関する技術指導に関する事

- ③ 林野火災及び山地災害防止に関すること
- ④ 水防時水防ため池に関するデータ収集とため池管理者への情報提供に関すること
- (3) 富田林保健所
  - 災害時における保健衛生対策に関すること
- 3 富田林警察署
  - ① 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
  - ② 被災者の救出・救助、救護及び避難指示・誘導に関すること
  - ③ 交通規制・管制に関すること
  - ④ 行方不明者の捜索及び遺体の検視（見分）に関すること
  - ⑤ 被災地における犯罪の予防、取締りその他治安の維持に関すること
- 4 自衛隊（陸上自衛隊第3師団）
  - ① 府、町その他関係機関が実施する災害応急対策の支援協力に関すること
  - ② 地域防災計画にかかる町防災訓練への参加協力に関すること
  - ③ 災害派遣に関すること
- 5 指定公共機関及び指定地方公共機関
  - (1) 西日本電信電話株式会社大阪支店
    - ① 電信・電話施設の防災対策、災害時の施設の応急復旧、非常通信の調整確保に関すること
    - ② 災害関連電報・電話料金の減免に関すること
    - ③ 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること
  - (2) 関西電力株式会社羽曳野事業所
    - 電力施設の防災管理、災害時の電力供給確保並びに施設の応急復旧に関すること
  - (3) 大阪ガス株式会社南部導管部
    - ① ガス施設の防災対策、施設の応急復旧に関すること
    - ② 災害時におけるガスの二次災害の防止に関すること
    - ③ 災害時におけるガスの供給確保に関すること
  - (4) 日本郵便株式会社（河南郵便局）
    - ① 災害時における郵便業務の確保、為替貯金、保険、年金の非常取扱等災害特別事務の実施に関すること
    - ② 被災郵便業務施設の復旧に関すること
- 6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者
  - (1) 富田林医師会
    - ① 災害時における医療救護活動に関すること
    - ② 傷病者の収容並びに看護に関すること
  - (2) 富田林歯科医師会
    - ① 災害時における医療救護活動に関すること
    - ② 被災者に対する歯科保健に関すること
  - (3) 富田林薬剤師会
    - ① 災害時における医療救護及び公衆衛生活動に関すること
    - ② 災害時における医薬品の確保及び供給に関すること
  - (4) 大阪南農業協同組合

- ① 災害時における被災農家の復旧指導及び被害調査の援助に関すること
  - ② 農地、農業用施設などの災害復旧指導及び再生産の維持などに必要な資金の貸付けに関すること
- (5) 大阪府森林組合
- ① 山林火災予防対策に関すること
  - ② 災害時における被災山林の復旧指導及び各種情報の伝達に関すること
  - ③ 町が行う林業に関する被害調査の援助に関すること
- (6) ため池管理者
- ため池の防災管理に関すること
- (7) 危険物関係の取扱い施設管理者
- 災害時における危険物の保安措置及びガス等燃料の供給に関すること
- (8) 学校、こども園、保育園、介護保険施設等の管理者
- ① 避難施設の整備及び避難訓練に関すること
  - ② 災害時における応急教育対策計画の確立と実施に関すること
  - ③ 災害時における要介護者支援体制の整備に関すること
  - ④ 施設入所者及び利用者の避難に関すること
- (9) 一般社団法人大阪府LPガス協会
- ① LPガス施設の整備と防火管理に関すること
  - ② 災害時におけるLPガスによる二次災害防止に関すること
  - ③ 災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保に関すること
  - ④ 被災LPガス施設の復旧事業の推進に関すること
- (10) 社会福祉法人河南町社会福祉協議会
- ① 災害時における福祉に関すること
  - ② ボランティアの防災活動支援に関すること
  - ③ 避難行動要支援者対策に関すること
- (11) 自主防災組織等
- ① 各種情報の連絡、避難者の世話その他応急措置の協力奉仕に関すること
  - ② 災害時における安否確認、避難支援、避難所運営に関すること

## 第4節 住民、事業所の基本的役割

### 第1 住民の基本的責務

災害発生初期、とくに地震災害の場合など、町や防災関係機関の対応はおのずと限界もあることから、各家庭や地域住民、事業所の連携等地域コミュニティの果たす役割は大きいことはいうまでもない。

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、食品、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練の参加等、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自ら身の安全を守るよう行動し、初期消火を行う、近隣の負傷者・避難行動要支援者への支援、指定避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めるものとする。

### 第2 事業者の基本的責務

事業所は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど企業防災の推進に努めなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、町が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

### 第3 住民・事業者・公共機関等の連携による住民運動の展開

災害の軽減には、住民、事業者、公共機関、町等が、それぞれ防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねを行う必要があることから、災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実するため、その実践を促進する事業を展開しなければならない。

### 第4 ボランティアやNPO等多様な機関との連携

住民及び事業者は、ボランティアやNPO等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

## 第5節 計画の修正

河南町防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本防災計画を社会情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは河南町防災会議に諮り修正するものとする。また、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。修正にあたっては、原則として次の手順で行うものとする。

- 1 河南町防災会議は関係機関の意見等を聞き、防災計画修正（案）を作成する。
- 2 河南町防災会議を開催し、防災計画を審議し、修正する。
- 3 作成した防災計画を災害対策基本法第42条の規定により大阪府知事へ報告するとともに、その要旨を公表する。

なお、町は、府や指定公共機関等の防災計画との必要な調整、府からの助言等を通じて、町地域防災計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

### [注 記]

本計画における用語について

住 民・・・町域に住所を有する者、他市町村からの町域に通学・通勤する者及び災害時に町域に滞在する者等を含める。

要配慮者・・・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。

避難行動要支援者・・・要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

ライフライン・・・上水道、工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。